

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

竹田市は、全人口 19,686 人（令和 5 年 4 月末時点）の内、65 歳以上が 9,651 人（およそ 6 割が 75 歳以上の後期高齢者）という少子高齢化・過疎化先進地である。

このような深刻な状況を踏まえ、本市では空き家情報の提供や子育て支援住宅の整備といった移住定住促進事業に取り組んできた。

働き手人口（15～64 歳）は、ここ 10 年間で 3,967 人も減少しており、令和 5 年 4 月末時点で、8,421 人となっている。働き手人口の減少に伴う後継者不足により、中小企業の数自体も減少傾向にある。

就業人口のおよそ 3 割を占める第 1 次産業においては、90%以上が農業で、カボス・椎茸・トマト・トウモロコシといった特産品を産出している。

第 2 次産業は、全体の 1 割程度を占めており、主に建設業、製造業に集約される。

残りの 6 割が第 3 次産業で、「医療、福祉」、「卸売業・小売業」に次いで「宿泊業、飲食サービス業」といった観光分野が上位を占めている。

本市の基幹産業である農業分野においては、農業者の経営を継承する新規就農者に対し、補助金等の支援措置を行っている。また、起業家や中小商工業者については、創業支援補助金や各種支援制度を通じ、側面的に後継者確保や雇用創出を促進している。

(2) 目標

中小企業等経営強化法施行規則第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者の幅広い取組を促すため、導入を促進する本計画の対象となる先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

対象地域については、本市における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象とする地域は、竹田市全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本市の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、本計画の対象業種は全業種とし、労働生産性が年率3%以上向上すると見込まれる事業であれば、全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は令和5年7月23日から令和7年7月22日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

以下の事業、及び、事業者については、これを計画認定の対象としない。

○人員削減を目的とした事業

○公序良俗に反する事業

○反社会的勢力との関係がある者

○市税等の滞納者

○売電を目的に行う太陽光発電設備（日常的な雇用に結びつくことが少なく、市内への経済波及効果も希薄であるため、発電電力を自らの生産・販売等の事業活動に供するために設置する場合に限る）